

## 第6章 子どもの貧困対策計画

本市の未来を担う子どもは、かけがえのない存在であり、ひとりの人間として尊重され、いきいきと成長していくことが大切にされなければなりません。しかしながら、子どもを取り巻く環境問題の一つとして、「貧困」があります。「貧困」は子どもの生活や成長に様々な影響を及ぼしますが、その責任は子どもにはありません。

子どもの将来が、その生まれ育った環境によって左右されることのない社会を目指して、本計画を策定し、施策の充実を図ります。

### 1. 子どもの貧困対策計画策定の背景

国において、すべての子どもが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、必要な環境整備と教育の機会均等などを図る「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が平成26年（2014年）1月に施行され、同年8月、「子供の貧困対策に関する大綱について」が閣議決定されました。令和元年（2019年）6月、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が改正され、市町村が大綱を勘案して子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努める旨が規定されています。大綱においては、重点施策として「教育の支援」、「生活の支援」、「保護者に対する就労の支援」、「経済的支援」、その他が掲げられているほか、おおむね5年ごとの見直しを検討することとされており、令和元年度（2019年度）中に見直しが行われる予定です。

### 2. 子どもの貧困対策計画の位置付け

子どもの貧困対策計画は、宝塚市次世代育成行動計画 たからっ子「育み」プラン後期計画（以下「後期計画」という。）に包含される計画と位置付け、施策の展開においては、本計画が掲げる施策の展開を、後期計画に反映させることとします。

なお、本計画は、後期計画と合わせ、その期間は5年間とします。

### 3. 子どもの貧困問題に関する本市の現状

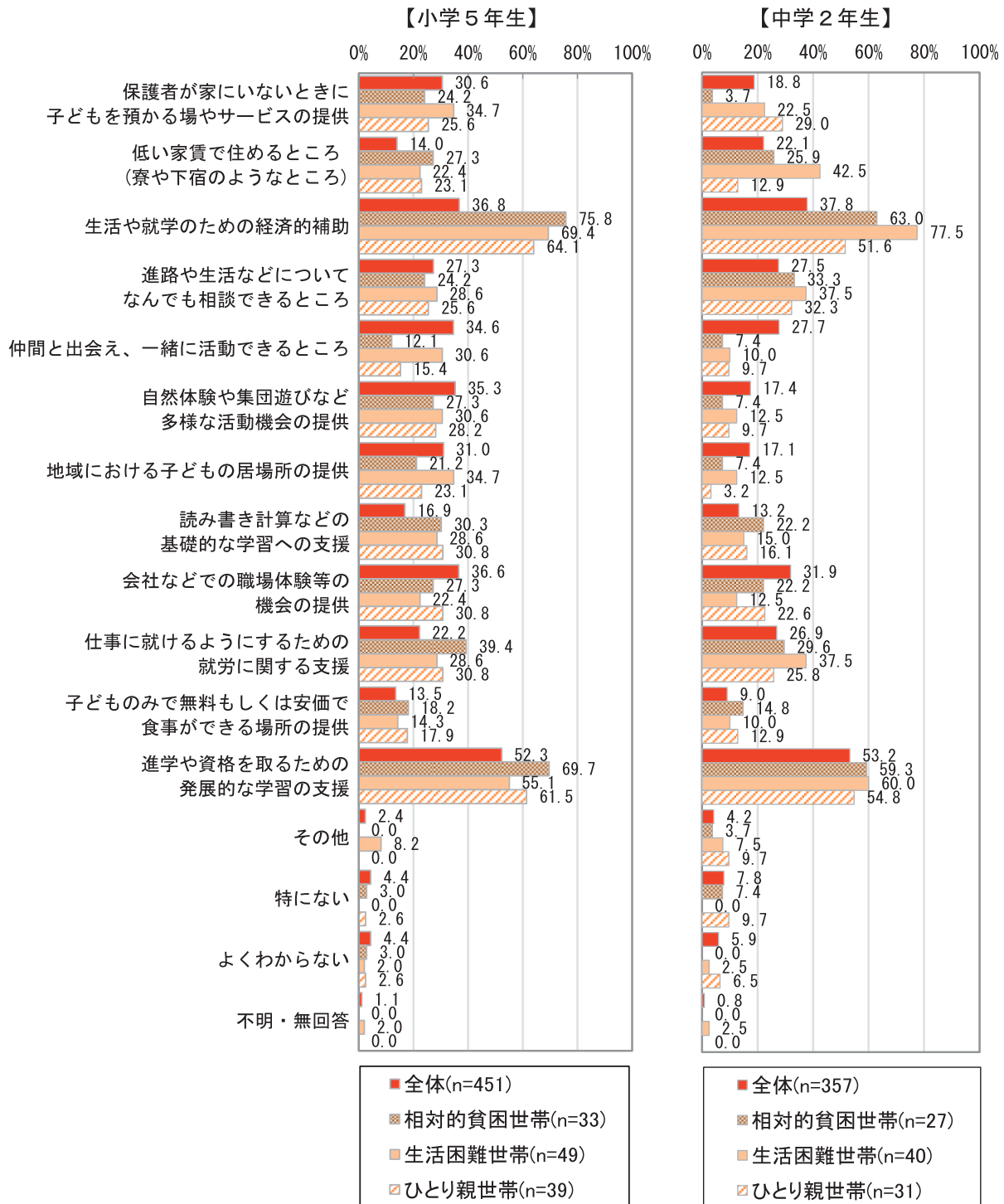
本計画の策定に当たって、本市の子どもの貧困問題の実態を明らかにし、取組項目を検討するために、子どもの生活についてのアンケート調査を実施し、平成29年（2017年）7月、結果をとりまとめました。

アンケート調査の結果によると、本市の子どもの相対的貧困率<sup>\*P131</sup>は全国的な傾向と比べて低いものの、ひとり親世帯においては相対的貧困世帯<sup>\*P131</sup>・生活困難世帯<sup>\*P131</sup>となっている割合が高くなっています。（アンケートの調査結果による相対的貧困率<sup>\*P131</sup>については28ページに記載しています）

## アンケート調査の主な結果

- 子どもにとって必要な支援として、「生活や就学のための経済的補助」、「進学や資格を取るための発展的な学習の支援」が高くなっています。

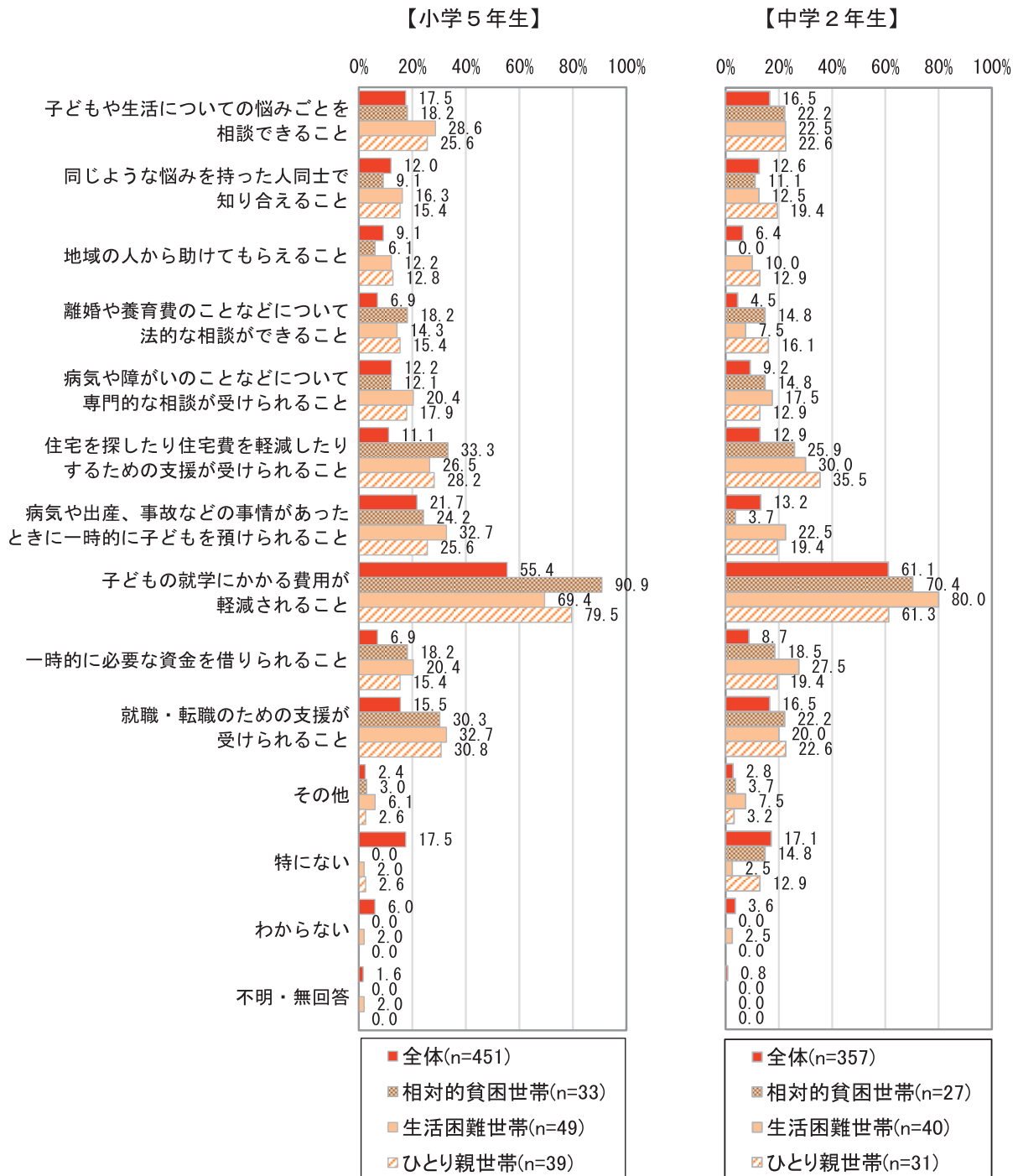
■ お子さんにとって、現在、または将来的に、どのような支援があるとよいと思いますか。



資料：宝塚市子どもの生活についてのアンケート調査（平成29年（2017年）7月）

- ・必要としている支援として、「子どもの就学にかかる費用が軽減されること」の割合が高くなっています。また、ひとり親世帯においては、「住宅を探したり住宅費を軽減したりするための支援が受けられること」、「就職・転職のための支援が受けられること」が全体と比較して多く回答されています。

■あなたが現在必要としていること、重要だと思う支援等はどうのようなものですか。



資料：宝塚市子どもの生活についてのアンケート調査（平成29年（2017年）7月）

「子どもの生活についてのアンケート調査結果報告書」において、調査結果から示唆される今後の取組について特に検討が必要だと思われる項目を、10項目に分類してとりまとめました。これらの10項目について、68事業（平成31年（2019年）4月時点）を子どもの貧困対策に資する事業として位置付け、庁内の関係する部局が連携して実施し、進行管理を行っています。

#### 【10項目の検討課題】

- |              |                   |
|--------------|-------------------|
| ①経済的支援       | ⑥生活の支援            |
| ②学校教育の充実     | ⑦ひとり親世帯の支援        |
| ③学校外における学習支援 | ⑧子どもに焦点をあてた支援     |
| ④進学への支援      | ⑨継続的な実態把握         |
| ⑤保護者の支援      | ⑩子どもの貧困対策のための支援体制 |

## 4. 重点化すべき施策について

特に重点化すべき施策に関する10項目を、国が定める子供の貧困対策に関する大綱に沿って、（1）教育の支援（2）生活の支援（3）保護者に対する就労の支援（4）経済的支援の4つに分類して再編するとともに、後期計画における施策展開に反映することとします。

### （1）教育の支援

家庭背景による学力や進路の格差を縮めていくために、市立小中学校における、家庭背景に左右されない学力保障の取組を行います。また、学校外での学習支援を早い段階から始めるため、生活困窮世帯や、特に経済的に厳しい状況にあるひとり親家庭への学習支援を、継続して実施していきます。現在、学校や地域、行政又はそれぞれが連携して実施している、たからづか寺子屋、放課後子ども教室<sup>\*P132</sup>、子ども食堂（地域食堂）など、各種の子どもの居場所の中でも、学習スペースの提供も含めた学習支援が行われています。家庭の経済状況にかかわらず、全ての子どもの学力向上や学習習慣の定着を図るため、さらなる取組の充実を図ります。

#### 主な取組の一例

- ・生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業の継続した実施
- ・ひとり親家庭の子どもに対する生活学習支援事業の継続した実施

## (2) 生活の支援

様々な困難を抱える子どもやその家庭へ、必要な支援を切れ目なくつなぐため、子ども家庭総合支援拠点<sup>\*P130</sup>の整備に向けて、保健・教育・福祉の各部門が連携して取り組みます。現在、市内で運営されている子ども食堂（地域食堂）では、食事の提供に加え、学習支援や多様な体験の機会の提供を行っており、地域の様々な人との人間関係の構築によって、家庭では得られない進学・就職のモデルの提供につながることも考えられます。このような活動をきっかけとして、地域に様々な支援の仕組みが生まれることにより、地域全体で子どもを支える環境づくりを進めます。

### 主な取組の一例

- ・ 子ども家庭総合支援拠点<sup>\*P130</sup>の整備に向けた取組
- ・ 保健・教育・福祉の各部門の連携強化
- ・ 地域で子どもや子育て家庭を支援している市民や団体等との協働
- ・ ひとり親家庭への生活学習支援事業における生活支援の定着
- ・ ひとり親世帯等への市営住宅優先枠斡旋

## (3) 保護者に対する就労の支援

それぞれの家庭の実情に応じた就労支援を行うため、きめ細やかな相談体制を提供します。

### 主な取組の一例

- ・ 母子・父子自立支援員による、ひとり親家庭相談事業の継続した実施
- ・ 生活困窮世帯・ひとり親家庭の保護者への就労支援

## (4) 経済的支援

経済的に厳しい状況にある家庭が、確実に制度の申請ができ、必要な支援が適切に行き届くよう、引き続き丁寧な働きかけをすると同時に、制度の周知のあり方をあらためて検討します。

### 主な取組の一例

- ・ ひとり親家庭等大学生等奨学給付事業の実施及び高等教育無償化に伴う制度のあり方の検討
- ・ 制度の周知のあり方の再検討

(1) から (4) までの支援を検討するとともに、アンケート調査以外で、継続的な実態把握をする方法について検討します。また、ひとり親家庭を中心とした、経済的に厳しい状況にある子育て家庭へのさらなる支援施策の充実に向けて、引き続き検討を進めます。

## 5. 計画の推進に当たって

### (1) 庁内推進体制

庁内の子ども施策に関係する課で組織する「次世代育成支援行動計画等推進検討会」の中に、特に子どもの貧困対策に関係の深い関係課で組織する「子どもの貧困対策推進検討部会」を、平成29年（2017年）8月30日に設置しました。今後も定期的に部会を開催し、部局・担当課の枠を超えて課題・情報・取組の方向性を共有し、連携して支援に取り組みます。

### (2) 市民や関係機関・団体との協働・連携

子どもを取り巻く制度の狭間の課題について、地域・行政の枠を超えて関係機関が連携し解決を図ることを目的に、子どもと地域の課題を考えるラウンドテーブル<sup>\*P130</sup>を組織し、ネットワークづくりや実態確認、対策の検討を行っています。特に、地域で子どもや子育て家庭を支援している市民や団体等が中心となり、課題を抱える子どもについて、必要に応じて行政の支援へとつないでいます。引き続き、それぞれの課題を共有するとともに、活動を通じて顕在化してくる地域課題の解決に向けて検討していきます。

### (3) 参考指標の設定について

以下のとおり指標を設定し、毎年進行管理を行う上での参考とします。

- ・ 児童扶養手当受給世帯（対象年齢の子どもがいる世帯）のうち、  
ひとり親家庭生活学習支援事業を利用している世帯の割合  
令和元年度（2019年度）（9月末時点） 6.9%
- ・ 生活保護受給世帯（対象年齢の子どもがいる世帯）のうち、  
生活困窮世帯学習支援事業を利用している世帯の割合  
令和元年度（2019年度）（9月末時点） 5.4%

今後、新たに参考となる項目がある場合は、指標として追加します。